

松戸市農業委員会総会議事録

令和 8 年 1 月 1 3 日

令和8年松戸市農業委員会1月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和8年1月13日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	3番	横山定勝
5番	渡邊洋子	6番	加藤万里子
7番	山口輝雄	8番	戸張嘉宣
10番	川上博久	11番	渡来和治
12番	渡邊慶弘	13番	鈴木榮一
14番	湯浅孝一	15番	相田敏克
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

2番 杉浦勇司

1. 関係課出席職員 農政課

課長	松戸繁和	主査	岡野衛
主査	加瀬直紀		

1. 事務局出席職員

事務局長	橋本貢一	係長	横田智之
主任主事	花村理恵	主事	加藤翔龍

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和8年1月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が12名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号15番、相田敏克委員、議席番号1番、杉浦昌平委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第3号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第5号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

本件につきましては一括審議といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いたします。

農政課長 農政課松戸です。

それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたし

ます。

当案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たり、本委員会の意見を聞くものでございます。

総会での議案につきまして、1件ごとではなく、一括してご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は、新規設定案件2件でございます。

それでは、議案第1号を一括してご説明いたします。

お手元に配付されております議案書の1ページの1番、申請地につきましては、参考資料の1ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は上矢切、現況地目は畑で、面積は1,122平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、キャベツ、ネギを主体に栽培する計画でございます。

次に、2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は1,054平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号について内容の説明がございました。

本件は、あらかじめ審査会で審議しておりますので、第2審査会第1審査班座長の意見を求めます。

第2審査会第1審査班座長 議席番号15番、相田敏克です。

議案第1号について、さきの審査会で審議しました。

審査会では、農政課担当者をお呼びし、審議した結果、承認すべきと判断しましたので、原案に賛成したいと思います。

議 長 ただいま、座長より承認すべきとの意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案の賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号15番、相田敏克です。

去る1月7日水曜日、議案第1号から3号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、渡邊慶弘農業委員、湯浅雅之推進委員、齋藤香推進委員、私の4名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、1号については農政課担当者を、2号及び3号については、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

なお、1号の審査結果については、先ほどご報告したとおりです。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番をご説明します。

議案書の2ページ、議案参考資料については1ページから2ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところでございます。

申請地は1筆で、面積は合計33平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを

確認しました。

権利の形態は、遺贈に伴う所有権移転です。

譲受人及び譲渡人の申請理由は、特定遺贈のためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、構成員2人で230日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、草刈り機5台、自走式草刈り機1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、露地野菜の栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では、議案第2号の1番については慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切に管理が継続されるものと判断しました。これをもって、許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位において、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

湯浅（雅）推進委員 はい。

議 長 はい、湯浅雅之委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員の湯浅雅之でございます。

この議案にあります遺贈について、説明いたします。

遺贈とは、遺言状によって財産を分けることを言います。遺贈には包括遺贈と特定遺贈があり、包括遺贈および法定相続人に対する特定遺贈は、農地法3条の許可が要りません。しかし、法定相続人以外に対する特定遺贈には許可が必要となります。この案件は、譲受人のお母様が亡くなられた際に譲渡人が作成した公正遺言証書により、33平米の農地を指定しているため、農地法3条の許可が必要となります。

譲受人に何を栽培しますかと聞いたところ、キヌサヤ、タマネギ、レタス、サトイモなどを作るとの回答でございました。

また、世帯構成と耕作日数を聞いたところ、配偶者と2人でやっていて、ほとんど毎日作業をしているとのことでした。

以上のことから、特に問題ない案件であり、審査会でも許可すべきと決定いたしました。
お諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま、湯浅雅之委員より意見がありました。
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。
審査会報告のとおり原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、全会一致と認め、議案第2号1番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の農地法第4条の規定による許可申請についての1番をご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については3ページから8ページになります。

申請地の位置については、3ページのところでございます。

申請理由は、自動車のレンタルを行う会社より、車両置場用地が必要であるとの要望があったためです。

土地選定理由は、幹線道路沿いで利便性がよいためです。

議案参考資料の5ページをご覧ください。

施設の概要については、貸車両置場用地です。

排水については雨水のみで、砂利敷きにより自然浸透です。

被害防除については、既存ブロックフェンス、単管パイプにより対応します。

費用については自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅用または事業用

の供する施設が連担する区域が存在すること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の1番について説明しましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当と意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま、座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

ご意見ございませんか。

齋藤推進委員 はい。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤推進委員 推進委員の齋藤香です。

審査会当日、現地確認をしたところ、圃場は耕うんしてありました。

事業計画では、レンタカーを置くとのことです。奥に井戸がありましたが、洗車等に行わないと回答いただきました。入り口に電気メーターがあり、防犯カメラ、照明器具をつけたいということです。

特に問題ない案件と思います。ご審議ください。

議 長 ただいま、齋藤委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号1番につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付いたします。

◎報告事項

議 長 続きますして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書4ページ、報告事項1から9ページの報告事項5についてご報告させていただきます。

まず、4ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、11月分として相続による所有権移転により2件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、5ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、5ページに記載のとおり、11月分として田1件、2平方メートル、畑13件、6,356平方メートル、合計14件、6,358平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、6ページから7ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、7ページに記載のとおり、田1件、171平方メートル、畑23件、1万2,409平方メートル、合計24件、1万2,580平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、8ページ、報告事項4 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より1件の照会があり、非農地回答をいたしました。

次に、9ページ、報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、2件交付しました。また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は3件交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。

閉会 午後 3時18分